

道路占用者 各位

上越市長 村山 秀幸  
(都市整備部道路課)

道路占用物件の維持管理義務の明確化について（通知）

平素から道路行政に対するご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

道路占用物件の維持管理について、平成 30 年 9 月 30 日に施行された道路法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 6 号）により、道路占用者に対する占有物件の維持管理義務が明確化され、道路管理者に報告徴収、立入検査等の権限が新たに付与されたことを踏まえ、「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」が制定されました。

つきましては、道路利用者や第三者への重大事故を防止するため、下記の事項並びに「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」に留意し、占有物件の適切な維持管理にご理解とご協力をお願いします。

記

1 占有物件の維持管理義務

- (1) 道路法において、道路占用者による占有物件の維持管理義務が明確にされたこと。
- (2) 占有物件が道路の構造や交通に影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合には、維持管理義務違反に問われる可能性があること。
- (3) 各物件の管理等について定めた法令において定められた維持管理の基準を遵守していない場合にも、維持管理義務違反に問われる可能性があること。
- (4) 道路管理者から、道路占用者に対して、占有物件の維持管理の状況等について報告を求める可能性があること。また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う可能性があること。
- (5) 道路管理者から、道路占用者に対して、占有物件の修繕等を命じる可能性があること。

2 追加する許可条件

- (1) 道路占用者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。
- (2) 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。
- (3) 占有物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占有物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。

### 3 関係法令等(参考)

#### (1) 道路法

(占有物件の管理)

第 39 条の 8 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設以下これらを「占有物件」という。)の維持管理をしなければならない。

(占有物件の維持管理に関する措置)

第 39 条の 9 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第 72 条の 2 道路管理者は、この法律(次項に規定する規定を除く。)の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(罰則)

第 103 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

二 第 39 条の 9(第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反した者

第 106 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

二 第 72 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

#### (2) 道路法施行規則

(占有物件の維持管理に関する基準)

第 4 条の 5 の 5 法第 39 条の 8 の国土交通省令で定める基準は、道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこととする。

### 4 道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン

上越市ホームページにある下記の URL から確認してください。

URL:<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/douroka/senyouijikanri.html>

(トップページ>組織でさがす>都市整備部 道路課>道路占有物件の維持管理義務の明確化)

#### 【お問合せ先】

〒943-8601

新潟県上越市木田一丁目 1 番 3 号

上越市役所 都市整備部 道路課 道路管理係

電話 025-526-5111(内線 1720、1721)